

第 5 次福岡市子ども総合計画（案）の概要

令和元年 9 月

I. 計画総論

1 これまでの経緯及び策定の趣旨

2000 年（平成 12 年） 「福岡市子ども総合計画」策定

2005 年（平成 17 年） 「福岡市子ども総合計画」（次世代育成支援行動計画・前期計画）として見直し

2010 年（平成 22 年） 「新・福岡市子ども総合計画」（次世代育成支援行動計画・後期計画）として見直し

2015 年（平成 27 年） 「第 4 次福岡市子ども総合計画」策定

⇒前計画以降、児童虐待を含む子どもに関する相談件数、いじめ認知件数、発達障がい児が増加するなど、

支援を要する子ども・子育て家庭への支援が課題となっており、より効果的に施策を展開していく必要がある

⇒子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題を踏まえ、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、

効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するため、「第 5 次福岡市子ども総合計画」を策定する

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

- 市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）に即し、本市の子ども施策に関する基本的な計画として位置づけるとともに、「第 2 次福岡市教育振興基本計画」（令和元年度～令和 6 年度）、 「福岡市保健福祉総合計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）などの関連計画との整合と連携を図る
- 以下の計画として位置づける
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ・子どもの貧困対策推進法に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」

(2) 計画期間

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

(3) 計画の対象

すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人、団体

※「子ども」「若者」 = 「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用いる

- ・子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）
- ・若者：思春期、青年期（おおむね 18 歳から 30 歳）、ポスト青年期

※子育て家庭 = 子どもを育成し、または育成しようとする家庭（妊娠期を含む）

※事業者 = 企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育に関わる事業者、NPO 法人など

3 基本理念

～すべての子どもが夢を描けるまちをめざして～

さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに育ち、夢を描けるまちをめざします

4 基本的視点

子どもの権利、地域や市民との共働など、すべての施策の推進にあたって必要となる視点は、基本的視点として掲げます

視点 1 すべての子どもの権利の尊重

児童の権利に関する条約及び児童福祉法の理念にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、「最善の利益」が確保される必要がある

視点 2 すべての子ども・子育て家庭の支援

障がいや疾患のある子ども、貧困や養育が困難な状況にある家庭、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者など、すべての子ども・子育て家庭に、必要な支援を確実に届ける必要がある

視点 3 支援へのアクセス向上

すべての子ども・若者や子育て家庭が、その状況にかかわらず、必要な情報、支援、サービスなどにアクセスできる環境を整えることが重要である

視点 4 地域や市民との共働

地域での活動や人とのつながり、NPO 等の市民活動は、子どもや子育て家庭の孤立化を防ぐ重要な役割を果たしており、それらの主体とともに支援に取り組むことが重要である

視点 5 社会全体での支援

すべての子ども・若者が心身ともに健やかに育成されるためには、行政による支援だけではなく、市民、地域、事業者、学校、NPO などの主体が連携し、それぞれの役割を果たすことが大切である

5 基本目標

妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期まで、ライフステージごとに整理した 3 つの基本目標の下で各施策を充実強化し、切れ目のない支援を推進します

■目標 1 安心して生み育てられる環境づくり【妊娠期～乳幼児期】

出産前から出産後、乳幼児期と切れ目のない支援を行い、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する

■目標 2 子ども・若者の自立と社会参加【学童期～青年期】

子ども・若者の健全な育成や自立に向けた取組みを推進するとともに、困難を有する若者が社会参加や就労へ向けた一歩を踏み出すための環境の充実に取り組む

■目標 3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長【全年齢】

さまざまな環境で育つすべての子どもたちの現在および将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で育み、子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりに取り組む

第5次福岡市子ども総合計画（案）の概要

II. 計画各論

目標1 安心して生み育てられる環境づくり 【妊娠期～乳幼児期】

これまでの取組と成果	現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターを設置 産後サポート事業を開始 不妊治療費の助成、不妊専門相談センターを設置 多様な手法で保育所等整備 医療的ケア児の保育所受け入れをモデル実施 家賃助成、奨学金返済支援等による保育士の人材確保 子ども医療費の年齢拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての不安を感じる保護者がやや増加、児童虐待通告の5割が乳幼児期 女性就業率が上昇し、保育需要はやや増加見込み 少子化が進展し、子育て家庭は孤立傾向 療育センター等の新規受診児数が増加 子育てに係る経済的負担の軽減を望む保護者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 育児不安が強い出産前後の母子保健施策を充実 保育の提供体制を確保。病児保育、障がい児保育等も充実 乳幼児親子の交流・相談の場、一時預かりなどを拡充 障がいの早期発見・早期支援ができる体制を充実 子育てに係る経済的負担を軽減する施策を実施

<p>施策1 母と子の心と体の健康づくり 妊産婦への産前・産後支援の充実、健康づくりと小児医療の推進、不妊相談支援 など</p> <p>施策2 幼児教育・保育の充実 保育の提供体制確保と質の向上、保育士人材確保、多様な保育サービスの充実 など</p> <p>施策3 身近な地域における子育て支援の充実 乳幼児親子の身近な相談・交流・学びの場の提供、身近な一時預かりの充実 など</p> <p>施策4 障がい児の支援（乳幼児期） 早期発見・早期支援、療育・支援体制の充実強化、発達障がい児の支援 など</p> <p>施策5 子育てを応援する環境づくり 仕事と子育ての両立、子どもの安全を守る取組み、子育ての経済的負担の軽減 など</p>
--

目標2 子ども・若者の自立と社会参加 【学童期～青年期】

これまでの取組と成果	現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭子ども会の対象学年を小学6年生まで拡大 わいわい広場の設置校拡大、科学館の開館など、遊びや体験機会を充実 スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置 運営団体への助成により、若者の居場所を拡大 特別支援学校卒業生への支援により、就労率が上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭子ども会の需要は今後も増加見込み 遊び場が不足しているとの保護者意見が多い SNS等の普及に伴う非行・被害の防止が必要 ひきこもりや無業の状態にある若者は「誰にも相談しない」傾向がある 発達障がいの増加に伴い放課後等の支援ニーズが増加 	<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭子ども会やわいわい広場など、放課後等の活動の場を充実 SNS等の適切利用に関する教育・指導、啓発、店舗への立入調査などを強化 社会生活上の困難を有する若者や家族への相談支援の機能や連携体制を強化 障がいのある子どもの放課後等の支援充実、質の向上

<p>施策6 子どもの居場所や体験機会の充実 放課後等における居場所の充実、遊び・活動の場づくり、体験機会の充実 など</p> <p>施策7 青少年の健全育成と自己形成支援 子ども・若者の社会的自立に向けた取組み、非行防止、思春期の保健・健康教育 など</p> <p>施策8 若者等の相談支援と居場所の充実 若者の総合的な支援・連携体制の整備、中高生や若者に寄り添う居場所の充実 など</p> <p>施策9 障がい児の支援（学童期以降） 特別支援教育の推進、発達障がい児の支援の充実、自立や社会参加に向けた支援 など</p>
--

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長 【全年齢】

これまでの取組と成果	現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司等の増員など相談支援体制を強化 子ども家庭支援センターを増設し様々な相談に対応 ひとり親家庭の職業訓練貸付等を開始 子どもの学習支援を充実 里親リクルートの拡大等により里親委託率が上昇 児童養護施設等を小規模化 児童心理治療施設を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待相談件数が急増 身近な在宅支援の主体となる区の体制強化が課題 支援メニューの充実による虐待予防の強化が必要 低収入の家庭では学習習慣や大人の関わりが不足 家庭養育優先原則に従った社会的養護の転換が必要 児童福祉法に子どもの権利主体性が明確化された 	<ul style="list-style-type: none"> 区子ども家庭総合支援拠点と一元的電話相談・通告窓口機能の整備を推進 様々な在宅支援メニューを充実させ、児童虐待の発生・再発を予防 教育・生活・就労・経済的支援等、子どもの貧困対策を推進 里親を確保、施設を地域小規模化・家庭支援へ転換 子どもの権利擁護を推進

<p>施策10 子ども家庭支援体制の充実 区子ども家庭総合支援拠点の整備、子ども家庭支援センターの充実、児相機能の強化 など</p> <p>施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化 在宅支援サービスの充実による未然防止の強化、機関連携による支援、早期発見 など</p> <p>施策12 ひとり親家庭の支援 子育て・生活の支援、就業や自立の支援、経済的支援、養育費の確保 など</p> <p>施策13 子どもの貧困対策の推進 子どもの学習支援の推進、地域の居場所と関わりの充実、就業支援・経済的支援 など</p> <p>施策14 社会的養護体制の充実 里親リクルート・里親養育の推進、養子縁組への移行支援、施設機能の向上・転換 など</p> <p>施策15 子どもの権利擁護の推進 いじめの防止・対応、子どものアドボカシー、子どもの権利の啓発と尊重 など</p>

第5次福岡市子ども総合計画（案）の概要

◆事業目標（子ども・子育て支援法の必須項目）

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を 実施する事業）	見込み	対象者数(人)	14,499 (H30年度末)	14,260	14,070	14,020	14,010	14,010
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
母子保健訪問指導 （乳児家庭全戸訪問事業）	見込み	対象者数(人)	12,683 (H30年度末)	13,680	13,500	13,460	13,440	13,440
	確保方策	実施体制	区保健福祉センターの助産師等の専門職により実施					
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用者数	8,660 (H30年度末)	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
	確保方策	(人)	8,660 (H30年度末)	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
病児・病後児デイケア 事業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 (人日)	29,126 (H30年度末)	35,606	35,742	35,573	35,733	35,851
	確保方策	利用者数 (人日)	29,126 (H30年度末)	33,000	34,500	36,000	36,000	36,000
		実施施設数	21 (R元年度末)	22	23	24	24	24
		医療機関併設型施設数						
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業(預かり保 育)）	見込み	利用者数	571,893 (H30年度末)	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
	確保方策	(人日)	884,000 (H30年度末)	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
子どもプラザ （地域子育て支援拠点事 業）	見込み	利用者数 (人回/月)	12,960 (H30年度末)	13,600	14,200	14,800	15,400	16,000
	確保方策	箇所数	14 (R元年度末)	14	14	15	15	15
福岡市子育て支援コン シェルジュ （利用者支援事業基本型・ 特定型）	見込み	箇所数	7 (R元年度末)	7	9	11	13	14
	確保方策	箇所数	7 (R元年度末)	7	9	11	13	14
ファミリー・サポート・センター 事業（子育て援助活動支援 事業）	見込み	定員数	12,856 (H30年度末)	13,800	14,100	14,400	14,600	14,800
	確保方策	(人日)	15,560 (H30年度末)	16,800	17,100	17,500	17,700	18,000
一時預かり事業 （一時預かり事業(預かり保 育を除く)）	見込み	定員数	23,414 (H30年度末)	27,400	30,800	34,200	37,600	41,000
	確保方策	(人日)	28,733 (H30年度末)	30,440	30,800	34,200	37,600	41,000

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
留守家庭子ども会 （放課後児童健全育成事業）	見込み	利用者数	16,880 (H31.4.20)	17,200	17,400	17,600	17,700	17,800
	確保方策	(人)	17,000	17,500	17,500	18,000	18,000	18,000

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 （養育支援訪問事業）	見込み	専門的相談支援(世帯数)	123 (H30年度末)	146	147	150	154	157
		育児・家事援助(世帯数)	-	50	55	60	70	80
	確保方策	専門的相談支援(支援員数)	77 (H30年度末)	80	80	85	85	90
		育児・家事援助(受託団体数)	-	5	5	6	6	7
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	支援人数(人)	2,342 (H30年度末)	2,700	3,100	3,500	4,000	4,500
	確保方策	支援体制(人)	2,342 (H30年度末)	2,700	3,100	3,500	4,000	4,500

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	現状値(R元年度)				R2年度				R3年度			
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み （必要利用定員総数）	19,691	保育の必要性あり			18,931	保育の必要性あり			18,212	保育の必要性あり		
		39,489	40,382	41,329								
確保方策	19,691	21,614	14,781	3,094	18,931	22,292	14,783	3,307	18,212	22,998	14,911	3,420
	R4年度				R5年度				R6年度			
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み （必要利用定員総数）	17,168	保育の必要性あり			16,448	保育の必要性あり			15,673	保育の必要性あり		
		42,090	43,078	44,048								
確保方策	17,168	23,225	15,296	3,569	16,448	23,833	15,525	3,720	15,673	24,322	15,846	3,880
確保方策	17,168	23,384	15,409	4,258	16,448	23,853	15,687	4,262	15,673	24,322	15,965	4,266

第5次福岡市子ども総合計画（案）の概要

◆事業目標（福岡市が独自に設定する項目）

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

項目名	指数	現状値	目標値 R6年度末
休日保育	実施箇所数	7 (R元年度末)	8
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）	割合（%）	37 (H30年度末)	増加 (R2年度末)
生活関連経路のバリアフリー化された割合（直轄道路、臨港道路等除く）	割合（%）	88 (H30年度末見込)	98 (R2年度末)
通学路の歩車分離率	割合（%）	70.8 (H30年度末見込)	75 (R2年度末)

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

項目名	指数	現状値	目標値 R6年度末
子どもの食と居場所づくり（目標3再掲）	支援 団体数	27 (H30年度末)	54
わいわい広場	実施箇所数	126 (H30年度末)	144
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合（%）	73 (H26～30年度平均)	80
地域で中高生や若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる居場所	支援団体数	13 (H30年度末)	23

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

項目名	指数	現状値	目標値 R6年度末
子ども家庭総合支援拠点	設置数	-	7
子ども家庭支援センター	設置数	2 (R元年度末)	4
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定	就職者数 (人)	81 (H30年度末)	100
子どもの健全育成支援事業（相談・学習）	高校進学率 (%)	93.2 (H30年度末)	98
子どもの食と居場所づくり	支援団体数	27 (H30年度末)	54
地域小規模児童養護施設	施設数	6 (R元年度末)	10
児童養護施設等の生活単位の小規模化	施設数	2 (R元年度末)	4
乳児院等多機能化推進事業（産前・産後母子支援事業）	実施箇所数	-	2
自立援助ホーム	施設数	3 (R元年度末)	4

◆成果指標

〔総合的な成果指標〕福岡市の子育て環境満足度

福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合

現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
72.0%	75%

※福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

成果指標	現状値	目標値 R6年度末
4か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）		
育児に心配があると答えた母親の割合	13.8% (H30年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合	21.7% (H30年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合	92.2% (H30年度)	増加
地域での支えあいにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	38.8% (H30年度)	65% (R4年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合	91.4% (H30年度)	95%
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性 63.4% (H30年度) 女性 75.9% (H30年度)	75% (R4年度) 80% (R4年度)
父親が子育てを「十分にやっている」と回答した乳幼児の保護者の割合	30.5% (H30年度)	40%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	66.2% (H30年度)	75%

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

成果指標	現状値	目標値 R6年度末
地域の遊び場や体験学習の場への評価（地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合）	64.3% (H30年度)	65% (R4年度)
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識 中高生の保護者のうち、「子どもの携帯電話の使用に際して、家庭内でルールを設けている」割合	80.7% (H29年度)	90%
長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率	44.8% (H30年度)	65%
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合	13.2% (H30年度)	10%未満
知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒（5月時点）の卒業時の就労率	92.7% (H30年度)	100%

第5次福岡市子ども総合計画（案）の概要

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

成果指標		現状値	目標値 R6年度末
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合		35.9% (H30年度)	50% (R4年度)
児童生徒の自尊感情の状況 「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小6児童	85.3% (H30年度)	90%
	中3生徒	82.7% (H30年度)	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者（乳幼児の保護者）		19.6% (H30年度)	10%
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	86.8% (H28年度)	88% (R3年度)
	父子家庭	90.6% (H28年度)	92% (R3年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	75.6% (H28年度)	減少 (R3年度)
	父子家庭	92.7% (H28年度)	減少 (R3年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		93.3% (H30年度)	98%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者の割合（世帯収入300万円未満の世帯）		7.9% (H30年度)	減少 (R5年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)	乳幼児	60.3% (H30年度末)	75%
	学童期以降	44.7% (H30年度末)	50%
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		75.0% (H30年度)	80% (R4年度)
いじめに対する意識 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合		96.6% (H30年度)	97%